

令和2年

東松島市教育委員会第5回定例会会議録

東松島市教育委員会

東松島市教育委員会第5定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年5月21日(木) 午前9時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 3階 第3委員会室
- 3 出席委員 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 鹿野 あい子
委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉
学校教育管理監 相沢 進
教育総務課長 八木 繁一
教育総務課指導主事 平塚 輝
教育総務課長補佐 高野 裕行
生涯学習課長 柏木 淳一
教育指導係長兼コミ・ス推進係長
及川 あや
- 6 本委員会書記 教育総務課 教育総務係長 木村 薫

7 開会 午前9時00分

8 出席確認

教育長 出席の確認を行わせて頂きます。本日、福田委員が欠席ということで連絡をいただいております。本日は3名の委員が出席をいただいております。会議定足数に達しております。

9 開会挨拶

教育長 ただいまから「令和2年東松島市教育委員会第5回定例会」を開会いたします。

10 前回会議録の承認

教育長 前回定例会の会議録の承認ですが定例会の会議録につきましては、事前に事務局の方から各委員に配布しておりますので、朗読は省略ということによろしいでしょうか。

(意義なし)

教育長 それでは朗読を省略し、ご意見のみ受け承りたいと思います。ご意見等ありましたらお願いいたします。

(特になし)

教育長 それでは前回定例会の会議録については承認とさせていただきます。

11 会議録署名委員の指名

教育長 本日の会議録の署名委員を指名いたします。

本日の署名委員は、木村委員と鹿野委員にお願いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

1 2 教育行政報告

教 育 長 次に教育行政報告を行います。

教育部長から報告をお願いいたします。補足があれば各課長からお願いします。

教育部長 それでは、資料にとして教育行政報告一覧表をご覧いただきたいと思います。ご覧のとおり新型コロナウイルス関係で行事や会議が中止となっております。報告するものも少ない状況でございます。その中で何点かお話しをさせていただきます。

(資料教育行政報告一覧表により説明)

以上でございます。

教 育 長 ただ今の教育行政報告について、ご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。(特になし)

それでは教育行政報告については承認とさせていただきます。

1 3 議 事

教 育 長 本日の議事に入ります。はじめに「承認第7号専決処分した事件(令和2年度一般会計補正予算(第3号)(教育委員会事務に係る部分))の承認について」を議題といたします。

担当課長から説明をお願いいたします。

総務教育課長 それでは「承認第7号専決処分した事件(令和2年度一般会計補正予算(第3号)(教育委員会事務に係る部分))の承認」につきましてご説明いたします。

説明資料につきましては配布資料と補正予算書になります。今回ご承認いただきます専決処分した補正予算については令和2年5月15日に開催された市議会臨時会に議案上程し可決されたものでございます。資料は1ページになってございます。予算書の方につきましては10ページからになります。今回の案件につきましては新型コロナウイルス感染症対策として国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というものが創設され、それを財源といたします予算が主なものとなっております。日程の関係から教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、専決処分とさせていただいたものです。本日、報告しご承認をお願いするものです。それでは、資料に基づき説明させていただきます。まず予算書の10ページでございますが、今回提案しました補正予算の歳入になります。先程お話ししとおりに国で定めました新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が主なものとなっております。今回、教育委員会の予算に係る部分についてもこちらの交付金を充当させていただいております。次に教育委員会に係る歳出部分として、11ページの4款衛生費1項保健衛生費9目感染症対策費の17節備品購入費として400万円を計上しております。こちらについては新型コロナウイルス感染症対策として、特に冬場のインフルエンザ対策にもなるかと思っておりますけれども市内の小・中学校に、加湿器を購入・設置するものです。現在設置されていない各学校の教室・特別支援学級の教室加えて職員室・保健室に設置するものでございます。合計で125台購入の予定となっております。次に13ページの一番最後になります。10款教育費1項教育総務費8目緊急経済対策費の14節になります。工事請負費ですが学校衛生環境改善事業として、学校の講堂のトイレ改修工事費として900万円計上させていただきます。これも、兼ねてから学校の校舎講堂のトイレについて和式が多く、

それを洋式へ改修という要望が多くございました。そちらを改修するものとして、今回の対象分については赤井南小・赤井小・大曲小・矢本一中の講堂のトイレを自動洗浄化等に改修するもので計上しております。各校の男子・女子トイレ1基ずつ改修の予定となっております。なお、本工事の予算は2月に可決されました令和2年度当初予算に既に計上されておりましたが、今回の予算で国の交付金に該当することから、歳入部分をこの事業に充てる形となっております。教育総務課の予算については以上でございます。

生涯学習課長 続きまして、図書館パワーアップ事業として370万円でございます。蔵書情報オンラインシステム導入業務委託料です。こちらは、インターネット予約の環境を整えるシステム開発費とそれからID登録・パスワード登録が必要になりますので、セキュリティ対策の委託料として70万円。それから庁用備品購入費については図書代で、こちらが300万円。図書とDVDの購入の予定でございます。併せて370万円でございます。以上です。

教育長 教育総務課・生涯学習課からの説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは承認第7号は承認可決としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認め承認第7号については承認可決といたします。

教育長 次に議案第38号東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。担当課から説明をお願いします。

総務教育課長 それでは議案第38号東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料は議案及び参考資料の2ページ以降となります。議案にありますように、今回この規則にありますように東松島市教育委員会が所管する小学校と中学校及び幼稚園の管理運営の基本的事項を定めている東松島市立学校の管理に関する規則がございます。今回は新型コロナウイルス感染症の対応として、今年の3月から5月の一部で学校の臨時休業要請が国及び宮城県からございまして、本市におきましても3月2日から3月23日までの間と4月15日から5月24日までの臨時休業としているところでございます。幼稚園につきましても、それに準ずるものとなっておりますが、今回の学校の休業によりまして本来必要である授業日数確保と併せまして本来の休業日を授業日に振り替える必要等が想定されております。そちらに柔軟に対応できるように、規則の一部改正を行うものでございます。規則の内容につきましては、同規則の第1章、資料は3ページの下にございますが、同規則中の第2章第1節第2条において、小学校及び中学校の学年及び学期、次のページになりますが第3条において休業日を定めております。第2条の学年及び学期に議案の2ページにございます第4項を加える形で教育委員会は「災害その他やむを得ない事由が生じ第2項により難しいときは、学期を変更することができる。」という項を1項加える改正と同じく第3条の休業日についても、議案の2ページにあります第3項を加え、教育委員会は「災害その他やむを得ない事由が生じ第1項により難しいときは、休業日と授業日を振替、又は休業日を変更することができる。」という1項を加えて今後の振替に係る学校の方針案等につきましても柔軟に対応できるような形とする改正を行うものでございます。

なお、授業の振替等に係ります今後の学校の方針案等につきましては、相沢学校教育管理監から説明をいたします。

教 育 長 それでは相沢学校教育管理監からお願いいたします。

学校教育管理監 議案第38号の補足資料のカレンダーをご覧いただきたいと思います。ご存じのとおり前回の第4回定例教育委員会の時には臨時休業日が5月6日まででした。その後2回取り扱いが変わっており、次の段階で5月10日までその後5月31日までというふうになっています。いずれも国・県の協力の要請を受けての対応となっているところです。国の緊急事態宣言解除に伴いまして各市町村教育委員会毎に状況を鑑み、そして感染症の予防対策を講じた上で学校再開を早めても良いということで、本市では5月24日まで臨時休業とし県よりも1週間早めて5月25日からの学校再開を考えております。そうした時に上の資料ですが、失われた授業日数についてでございます。4月15日から5月24日まで黒帯でずっと線が引いてあります。カレンダーの下の数字4月15日の下に白抜きで1と書いてありますが、これが失われた授業日数のカウントと考えてください。そうしますと5月22日金曜日の所に24と書いてありますので、4月、5月で失われた授業日数は24日というふうに考えることができます。下の方の資料ですが、こちらは夏季休業中の授業日回復する授業日数についての資料でございます。本市は通常7月21日から8月21日までを夏季休業としていところす。7月21日の下に白丸で1と書いてありますけれども、ここからが授業日数として回復する数字としていただければと思います。そうしますと8月21日の所に白丸の14と書いていますので、通常の夏季休業の場合ですと本市においては14日まで回復できると考えられます。更に県内の夏季休業期間が8月25日までですので8月24・25を加えますと16日間回復できるというふうに考えられます。こういった時に学期のずれが生じてきます。8月7日の間までを授業日とするものですから、8月7日が第1学期の終業式になります。そして8月20日から夏休み明けでスタートしますのでここを2学期の始業式になります。本来ですと7月31日まで1学期ですので学期の変更ということが生じてまいります。そこで先程課長の方から説明のあった規則の改正が必要になってくるということであります。本市におきましては、今の資料の右下に書いてありますように今年度は8月8日から8月19日までを夏季休業とするということで、こちらを変更しなければならないということでの提案となっております。よろしくお願いいたします。

教 育 長 今説明のあったことについてご質問・ご意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。
はい、木村委員。

木村委員 夏休みを減らして授業確保で行くのですけれども、それでもまだ何日か足りないんですけれどもその辺はどのようにお考えなのかお教えてください。

教 育 長 3月の休業の分もありますから、その辺も含めて説明してください。

学校教育管理監 各校に5月1日時点でどれ位授業時数が不足するか照会をかけておりました。この時点では5月6日までに臨時休業ということで考えてもらったわけですが、過去の平均を取りますと3月分の未指導の授業時数、そして今回の4月の分で失われた部分の授業時数併せて考えても平均しますと5日程度だと回復できる回答だったのです。何故5日になったかというところと年間の行事の精査を行いました。行事を縮小したり、場合によっては残念ながら中止してそこで生み出せる時数。それから行事の練習にかける時数そのあたりをまず減らしていきました。それから年間の指導する時数ですけれども、内容で中々指導が難しいものもあります。例えば音楽の歌の指導とか体育で密集するような指導ですね。そういう単元の時数を減らし

ながら年間でどれ位授業時数が必要なのか学校でそこで検討して教育課程の見直しを行いました。その結果5月1日時点で先程申し上げましたが5日程度あれば対応できる。そうしますとそこから更に休みが12日増えている。5たす12なので単純計算でも17日。夏休みの短縮で16日回復できますので、ほぼほぼ回復できるというような見込みであります。ただ恐らくですぬ少し余裕が出てきて2学期分の指導も夏休み期間に始められるのではないかなという見込みを持っております。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。校長会議では、この部分で回復するという考え方ではなくて、これからもひょっとすると学校が止まったりするということが、全体や部分的であると考えた方がいいということで、むしろ回復だけじゃなくできるだけ進めて行くというような考え方の日数です。よろしいでしょうか。

木村委員 もう1つお願いですが、よろしいでしょうか。先程の条例案の改定も含めて給食もこれを変更することで、すぐ対応できる規則改正となっているのでしょうか。

教育長 これは入っているのでしょうか。

教育総務課長 給食の方は、こちらからの業者とのやり取りになりますので、条例とかでは期間とか定めておりません。

教育長 6月から開始できるの。

教育総務課長 6月から給食開始できます。

木村委員 ありがとうございます。

教育長 8月になってからも大丈夫

教育総務課長 8月からも大丈夫です。給食センターに指示しております。

木村委員 ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

はい、それでは議案第38号について承認可決としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 異議なしと認め議案第38号について承認可決とさせていただきます。

教育長 次に「議案第39号東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則を廃止する規則について」を議題といたします。担当課から説明願います。

教育総務課長 「議案第39号東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則を廃止する規則について」と「議案第40号東松島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する訓令について」関連がございますので一括してご説明させていただきたいと思っております。

資料の方は5ページから12ページになります。まず「東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則」につきましては、東松島市立幼稚園の保育料の徴収条例の第6条に減免に関して必要な事項を規則で定めておりました。また、「議案第40号東松島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」につきましては、市内にある私立幼稚園が3園ございますので、そちらの設置者が入園している園児の減免対象となる園児の保育料を減免する場合に東松島市が代わって私立幼稚園に対しまして補助金を交付するという要綱になっているのでございます。これらにつきましては、昨年10月から幼児教育の無償化が施行されているということに伴い、その減免をする規則が必要なくなるということでございます。議案の尚書きにもございますけれども無償化制度開始前の7ページにございますけれども

も廃止の理由にございますが、10月1日から幼児教育保育料の無償化が実施されましたが、本規則及び要綱の対象としては無償化制度の開始前である昨年の9月分までの市立幼稚園の保育料の減免及び私立幼稚園の就園奨励費の補助金でございまして、今回その無償化に伴いまして減免が必要となくなり、その事務手続きが今般完了いたしましたので、このことから令和2年度からこの規則並びに要綱の方の必要性がなくなったということで廃止するものでございます。以上説明を終わらせていただきます。

教育長 議案第39号及び議案第40号について一括して説明いただきました。このことについてご質問ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは議案39号・40号を承認可決とすることによりよろしいでしょうか。

(異議なし)

教育長 異議なしと認め議案39号・40号についてを承認可決といたします。議事については以上でございます。

教育長 次に報告事項として事務局から報告をお願いいたします。(1) 教育総務課からお願いいたします。

教育総務課長 こちらの資料をご覧いただきたいと思っております。A4一枚もので「新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応」でございます。ご案内のとおり本市の学校の部分の対応につきまして簡単にご説明させていただきたいと思っております。まず全体でございますが、東松島市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議として、これまで計25回開催いたしましてコロナの各担当部の対応を検討し、学校の部分についても協議しているところであります。

その中で「小・中学校等の対応状況と方針」として、昨年度になります国が要請を踏まえ臨時休業とした3月2日から3月23日。この間、各小・中学校では卒業式を実施してございます。県の要請を踏まえ臨時休業した期間として4月15日から5月24日ということで、先程、学校教育管理監からも説明がありましたが5月25日から授業再開という予定をしております。

なお、休業期間中、保護者の就労等による自宅で見守りが受けられない放課後児童クラブに登録している児童を対象に自学学習の場として、各学校の方で開放していただいております。※印にありますが5月11日から学校再開に向けまして、段階的に分散登校を開始しております。各学校では登校日の設定を3密に配慮いたしまして、小学校は兄弟での登校に配慮して帰るように地区ごとの登校などを多くしてございますし、中学校につきましては教科指導等の関係上学年ごとの登校日設定等を行ってきているところでございます。各学校では第1週目に心身の健康観察・管理をいたしまして、第2週目からは今週になります学校再開に向けて段階的に授業を始めているところでございます。

先般、国の緊急事態宣言の解除を受けまして、来週の月曜日からになります午前授業による学校再開を行いまして6月1日から通常の授業を再開する予定となっております。

併せまして、幼稚園の開始状況でございます。公立・私立とも4月20日から5月10日までの期間休園してございます。その後、公立幼稚園の矢本中央幼稚園につきましては、市内の小・中学校の対応に準じまして5月24日まで休園としました。学校と同様に再開に向けて5月11日から週2日の登園日を設けており、こちらも家庭の状況によりまして預

かりが必要な児童は園に相談の上利用可能としてございます。なお5月25日からは若干学校の方と異なりまして、下記に記載のとおりとなっておりますが4日から通常の保育授業での運営となって9日から給食の提供をすることとなっております。

こちら資料の説明につきましては以上となっております。

学校教育管理監 5月11日から分散登校を始めている訳ですが、これについては5月1日に国から懇談会の提言というものがあり、それを基に考えていたところでした。この提言の中で、学校における感染リスクを「ゼロ」にするという前提に立つ限り、学校に子どもが通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば子どもの「学びの保障」や「心身の健康等」に関して深刻な問題が生じること。長期間に渡り「新たなウイルスと生きていかなければならないという認識」に立たなければならないという提言でありました。学校における感染予防対策をしながら、段階的な教育活動を開始していくというようなものがございました。そこで本市では5月7日に臨時の校長会議を開き、そこで校長先生方に説明をして11日から分散登校が始まっているという流れになっております。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。木村委員さん。

木村委員 その各学校のウイルスに対しての対策というものは、具体的に東松島ではどのような指導をしているのか教えてください。

教育長 管理監よろしくお願いたします。

学校教育管理監 学校での取り組みとそれから保護者に協力いただきたい点として通知をしております。学校での取り組みについては、学校はそもそも3つの密が起こりうる場ですので、「同時に重ならないように。」というような指導をしています。具体的にいうとここを教室とした場合に「窓を開けて密閉の部分の1つの密を解消する」など3密が同時に重なることを回避する。それから、毎日健康観察カードをこれは保護者に協力いただき、家で体温を測りそれから風邪様症状とかを確認してチェックしたものを学校に持参します。各校、玄関で職員が対応してそこで確認したうえで教室の方に入れます。「熱を測ってこない」とか「ちょっと具合が悪そうだな」という子は別室に通しそこで対応して、確認してから教室に入れたり、場合によっては早退をさせたりしているところです。その他に手洗い、咳チェックですね。また、1日1回以上子ども達が良く触るような部分を消毒するなど、そういった指導をするように説明をしています。それから保護者に協力いただきたい点としては、先程の健康観察カードへの記入。毎日、子ども達の体調管理の協力をいただいています。後は、「早寝・早起き、朝ごはん」、本市でも力を入れているところですが、生活リズムから抵抗力を高められるようにと生活リズムの指導をお願いしているところであります。

教育長 付け加えてスクールバスのことお願いします。

学校教育管理監 スクールバスにつきましては、小学校・中学校ですがバスに乗る前のところで健康観察カードを出して運転手さんが確認をしています。ただ、鳴瀬桜華小学校については人数が多いものですから学校職員・本教育委員会の指導員そして地区の方に協力いただきながら健康チェックをした上で、バスの中に乗るようにしています。移動中はバスの窓を開けるといふことの徹底をしているところです。以上です。

教育長 地域の協力を得ているところは、本市ならではと感謝するところです。よろしいでしょうか。

次に、令和3年度使用中学校教科書の採択についてお願いします。

及川係長 あらためまして、教育指導係の及川と申します。では教科書採択について説明いたします。資料になりますけれどもゼムクリップで纏まっている資料になりますのでご覧ください。こちらは全部で4部ございます。一番上につきましては、文部科学省の方から提示されております中学校用の教科書目録の一覧になってございます。

その他資料3つにつきましては、教科書採択におきましての留意事項ということで、国から示されている内容の部分についての写しとしておりますので後でご覧いただきたいと思えます。では中学校用教科書目録の説明かららせてもらいたいと思えます。1ページを捲っていただきたいと思えます。こちらの見開き右側ですが教科書の発行先一覧で全部で21者ですね。今回の発行者ということになりますのでご覧ください。

次のページになりますが、上の段の方から教科書採択の審査における見本本の確認方法についてのご提案になります。まず科目が10科目、種目としては16種目ございます。こちらの表の見方としては真ん中に頁（ページ）として、この後に続く目録のページ数と種目を確認できるような形で作成しております。その次の種類数では発行者の数となっております。その次の点数の部分については教科書が12冊あるということになっています。こちら全体としまして、点数（冊）が本年度145点（冊）ということになっています。学年に分けますと1年生67点・2年生37点・3年生41点という内訳になってはいますが、中には教科書で上・下巻。それから1年生から3年生に対応するという教科書もございます。そちらについては、1年生から3年生に使うものは初回配布する図書ということで1年生の所でカウントしています。上下巻使うもので2・3年生で上下巻になってはいますので、上巻は2年生に下巻は3年生にカウントということで早見表を作っております。

続きまして下段に移りまして、見本本の内容審査についてこちらに案を2つ書いてはいますが、今年度ですがこちらの方の段ボールと籠に145点でございます。内容ですが、社会の部分について3ページをご覧いただきたいと思えます。コメント欄の端に（1点のみ）と記載しているところ。それから4ページの数学で同じく（1点のみ）の見本本の配布。それから理科の部分6ページに移りまして、真ん中あたりになりますが（1点のみ）の配布という記載がございます。これから一番最後に道徳になりますが12ページをご覧ください。こちら見開き道徳のページとなっておりますが、13ページ一番下になりますが、現時点でこちらの方には（配布なし）という教科書がございましたのでコメント欄に記載してあります。では先程の内容審査のページに戻っていただければと思えます。こちらに内容を確認する際に説明しました（1点のみ）という部分とそれから各委員さんに確認していただく見本本になりますが、下段に確認する方法として【案1】と【案2】を示しておりますのでご覧ください。

今回教科書の採択審査においては、見本本の内容審査については原則、全教科確認することとありますので、こちらには【案1】として記載をさせてもらっています。そうした場合の各委員さんに確認していただく点数が145点になります。うち道徳が届いていないのが3点ほどありますので、142点が正確な数字ということになります。それから【案2】になりますがこちらは主要科目と他科目に分けて確認をするということでのご提案です。上の表に戻り星マークがついている科目について主要科目と表しています。こちらの主要科目は計92点になっていて星マークがついていない音楽・美術・保健体育それから技術家庭

と道徳は全部で53点になっていますので、その内容審査を委員さんごとに分けて確認する提案となっています。一番下に内訳の目安で記載していますが、他科目14点と合わせて106点との数字を記載していますが具体的なところでご説明させていただきますと、上の表で音楽のところ（一般）6点と（器楽合奏）2点でトータル8点という形で、例えば仮にA委員さんに確認していただき、美術と保健体育で計11点こちらをB委員さん、技術家庭で4点と3点の計7点こちらの方をC委員さん、それから道徳になりますが27点となっているのですが、こちらに見本本の送付なしが3点と道徳についてはノート式のものもあり1冊になっている本もございますので、カウントすると6点分が一緒の冊数になっており27点から実質18点の確認の冊数になります。もしこちらの【案2】になりましたら星印がついていない種目をこのような形で分担して確認していただくことも考えてございます。それからこちらの（1点のみ）の教科書になりますが、各委員さんに持ち回りで確認していただきたいところで、あとこちらの方は協議していただきますが、一番初めにA委員さんに渡しましたら、次の週はB委員さん、C委員さん、D委員さんで持ち回りで確認していただきたいと考えております。以上になります。

教育長 今の教科書採択について、何かご質問ありますか。

これをどちらで確認するか決めるのですね。

及川係長 ここで決めていただければと思います。

教育長 報告も含めた協議ですね。

木村係長 今日、福田委員欠席なので皆さんの中である程度詰めてもらおうと良いと思いますが。

教育長 去年の小学校はどうしたのでしょうか。

木村係長 補足としてスケジュール間についてお話ししたいと思います。右上閉じの資料で第5回定例会の報告事項の一番最後のページに「令和3年度教科書採択について」スケジュールの案として、今後の予定としてご説明したいと思います。この表の月日と曜日隣に東部採択地区協議会の日程と東松島市教育委員会の日程と2つ分けて記載しております。まず東部地区協議会ですが6月12日に東部採択地区役員会がございます。こちらは教育長が出席する予定でこの役員会の時に概ねの色々な今後のスケジュールが確定していく予定になっております。併せて教科書展示会の開始もこの12日から予定されているというところです。7月1日にその展示会が終了というスケジュールで、この間学校の先生方が調査委員として委嘱され学校の先生方には12日から7月1日までの間で見本本の中をご覧いただくというふうな流れになっています。その後、7月7日採択計画表・集計表の提出として地教委から事務局ということで、東松島市から採択協議会の事務局に採択の結果を提出することになります。7月10日には、その各地教委からの結果内容を踏まえて東部採択地区協議会の会議が開催される予定です。こちらには教育長と木村委員が採択委員として出席予定です。その地区協議会で決定協議し17日に採択の決定通知が各市教委に通知される流れになっております。その日程を踏まえ東松島市教育委員会の日程として隣のスケジュールで5月21日、本日の定例教育委員会で日程等の説明をさせていただきました。その後、教科書見本本の配布確認として皆様をお願いということで、先程ご説明させていただきました。右側の囲みと矢印ですが見本確認しながら採択に関わる資料、記入表の配布ということでこちらは、6月12日の役員会以降で詳細な調査表が配布される予定です。その調査表の書

き方を後日ご説明させていただき、6月26日までにその調査票を提出していただく流れです。皆さんから提出される調査票をもとに7月2日か3日、優先順位として7月3日の午後を想定していますが、臨時教育委員会を開催しどの教科・どの業者にするか採択審議を行い10日の採択協議会に向け市から協議会事務局に採択結果を提出することになります。事務局ではこれらを取りまとめして最終的に10日の協議会に臨むという流れです。前回、去年ですが小学校の採択の審議をしていますが、その際の調査票をこの資料の裏側に添付しておりますが、恐らく同じ内容で今回も皆さんから感想の部分・観点をコメント記入いただく予定です。こちらは確認した教科書の全部を書いてしまうのでは大変なスケジュール間なので、自分が一番良いと思った教科書のみを書いていただくということで今回は提出いただきました。スケジュール表に戻ってですが、上の方に二重線の囲みでございますが本日の確認事項として教科書見本の事前確認①のところ。後程、後ろに用意した教科書のボリューム感を確認。②として採択審議までのスケジュールということで今説明した予定。③として教科書見本の割り当てと受け渡しの方法。割り当ての部分は先程及川係長から説明があった提案です。受け渡し方法については、基本自宅へこちらから後程お届けしたいと考えておりますが、市役所に受け取りに来るということでも構いません。その辺は後日調整いたしますので、今日としては見本の確認の割り当て、範囲とか冊数部分をどうするかを確認させていただければと思います。全冊数を確認していただくのが基本ではありますが皆さんお忙しい中ということになりますので、概ねの割り当てについて事務局側からのご提案として検討いただければと思います。

教育長 はい、中身については去年一通りやっているので割り当ての考え方なのだろうと思います。
各委員 他科目は担当がコメントの方が期間的にもよい。

2案で全部に目を通し主要教科は全員で意見を付し、他教科の意見は割り当ての担当ですること
で良いですかね。

教育長 それでよろしいですか。

木村委員 星印は必ず見なければならない。

松岡委員 全員で一通りは見なければならない。

木村係長 ABCのお話がありましたが、音楽をA 美術と保健体育をB 担当者役それをご選択
いただければ。道徳は冊数が多いのですがノートタイプでもあるようなので。

及川係長 最後の13ページ見ていただいた時に書名欄にノートという記載がありますので、これで
ワンセットという形になってます。

小山部長 ワンセットで1点ですか。

及川係長 これで1冊としていますが、そちらの13ページの部分だと2行になっていて2点(冊)
とカウントしています。ノートの分をワンセットとして数えますと、道徳で全部で27と表
現してありますが18冊というカウントで整理しています。

松岡委員 去年、小学校の見本本を採択した時、事務局から評価などが集約されたような資料があっ
たが、今回も示されるのでしょうか。

木村係長 それが採択協議会の役員会以降に示されるますので、それがきましたら皆様にお渡ししてそ
の時に調査票も一緒にくると思っております。その前に今日お渡しした目録の方にコメン

ト欄がありますので、ある程度一番良いなという何点かコメント欄に覚書をしていただき、各本の評価資料が届きましたら、そちらを参考にしながらコメントを仕上げていくというような方法でお願いしたい。

平塚指導主事 6月12日に役員会が終わったら、こちらの一番後ろの資料に様式Aという資料とこちらの教科書用「教科用図書と採択選定中学校用」は松岡委員がおっしゃったような要点が書かれたものこれをお届けしますので、それを参考にしたり読んだ感想をこちらにまとめていただき、1教科につき1つの教科書会社のみ。欄はありますけれども1つのみ書いて頂いてご提出いただければと思います。

教育長 それからあとは具体的にということでありますか。

木村委員 鹿野委員どれにしますか。

各委員 上から行きます。音楽 鹿野。B保健体育松岡委員さん。技術家庭木村さん 福田さん道德ですね。

教育長 また、受け渡し方法ですけれども去年は宅配だったり、お好みのままでということですが。

木村係長 去年に比べればボリュームはなんとなく薄まっているとは思うんですけども。

鹿野委員 少ないですよ。去年より。

木村委員 去年は多かったですよ。今回は3箱ということですか。

木村係長 はい、3箱と・・・。

教育長 お届けしますか。

鹿野委員 届けてもらった方が良いでしょう。

松岡・木村委員 持って帰ります。

教育長 福田委員は確認した方がいい。

及川係長 1点物の教科書は1週間交代で見ていただくとよろしいかと思しますので、1週間ずつ持ち回りで見ていただければと思います。

木村委員 ローテーションで見なければいけない教科は何教科ありますか。

及川係長 数学と理科と社会の歴史の部分とあとは公民の部分です。

木村委員 8冊。教科は8教科ですか。

松岡委員 時間がないから

鹿野委員 時間がありますからいつでもいいですが仕事している人は期日があるので。

木村係長 鹿野委員をAとして ABCD 一週間毎でどうでしょうか。

及川係長 今日21日になりますので明日お届けでも構いませんがお手元の方に置かせていただいたのが5月25日から29日、その次の週の6月1日から5日の1週間、次に6月8日から12日の1週間、最後に6月15日から19日の1週間というところを目安に各4人の委員につきまして持ち回りさせていただければと思います。この順番でございませけれども参考として順番を追加でお配りをさせていただき、こちらの方で回収にあがらせてもらい次の委員さんのところにお届けをするというふうな形で考えておりました。

及川係長 順番は鹿野委員 松岡委員 木村委員 最後に福田委員の順番でお願いします。

教育長 ご苦労おかけしますがよろしくをお願いします。

それでは教科書については以上としてよろしいでしょうか。

次に生涯学習課からの報告をお願いします。

生涯学習課長 資料は2ページからとなっております。生涯学習所管の施設の開館の状況でございます。

コミュニティセンターでございますが11日今週から5月一杯市内を限定いたしましてコロナ対策を行った上で100人未満の利用可。こちらも席を離す、列を離すという対策を取っていただき当然マスク着用ということでホールも利用可となりました。図書館については5月12日から開館をしております。5月31日までは2時間短縮して貸し出しと返却のみということで長時間滞在を避けていただきます。それからお話し会等は、5月は中止ということでございます。奥松島縄文村資料館は5月16日から開館しております。しかしながら5月中のイベント関係については、全て中止をしております。各体育施設でございます。こちらも12日から市内の大人・高校生未満は利用不可ということで、5月31日まで市民に限定して開館しておりました。こちらも、今週の土・日、来週の土曜日及び日曜日に限って高校生以下指導者・保護者がいて同伴するという前提で利用する。それから手指消毒することを含めコロナ感染対策を取って高校生以下市内全部に貸し出しを始めたということでございます。

それから小・中学校の学校開放になりますが、5月は全館貸し出し中止ということでございます。6月以降は市内・市外通常開館になりますが、コミュニティセンターにおいてはホールは100人未満は続けていく。図書館については、これも通常どおりですがお話し会については3回やっていたところをまず1回から始めて徐々に増やしていく。縄文村についても通常通り開館ですが、イベント等もこれも1回・2回と増やしていくというような状況でございます。市内の体育施設に関しましては、6月からは通常に市内・市外とも貸し出ししていく。それから学校の体育館でございますが、6月1日から貸し出しの受付をして15日を目途に貸し出しを始めたいと思います。学校の体育館につきましては、子ども達が主に使う施設ということでございますから、こちらについては利用者が使用した器具及びノブ等を消毒していただくということを条件にして貸し出しを始めるということでございます。施設の状況は以上でございますが、生涯学習関連の事業で社会教育係では市民協働課主催の少年の主張、インリーダーも中止。それから更別村の子ども交流、こちらについては3月の春休みに延期。それから体育関係では宮城ヘルシー、こちらも中止。それに伴う予選会も中止。図書館関係は、お話し会は中止となっておりますが徐々に始めていく。縄文村についてはイベント等6月以降に再開。縄文サミット予定しておりますが、こちらは今参加の可否のアンケート集計中ということでございます。それから市民文化祭でございますが、コミュニティセンター、NPO理事長それから文化協会会長等は開催は難しいだろうとの判断でございますが、文化協会の会員含めアンケートをとりましていつ頃から開催の可否について判断することとなりますが、まず作品を集められていないので、作品を作るという状況が出来ていない。それから踊り・歌について練習ができていないという状況で中々厳しいのかなというような話のようでもございました。以上でございます。

教育長 生涯学習課からの報告でしたが何かご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、その他として教育委員から何かご意見あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定されておりました議事等は以上でございます。

次回の定例教育委員会は6月25日木曜日午前9時からここ市役所の3階第3委員会室で行います。それでは以上を持ちまして第5回定例会を終了いたします。

14 閉 会 午前10時21分

15 本委員会の次第は次のとおりである。

議 事

- (1) 承認第7号 専決処分した事件（令和2年度一般会計補正予算）第3号（教育委員会事務に係る部分）の承認について (承認)
- (2) 議案第38号 東松島市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について (承認)
- (3) 議案第39号 東松島市立幼稚園保育料減免に関する規則を廃止する規則について (承認)
- (4) 議案第40号 東松島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する訓令について (承認)

16 この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 教育総務係長 木村 薫

上記、記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和2年6月25日

会議録署名委員

会議録署名委員